

審 査 基 準

令和3年9月8日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第8条第2項
処 分 の 概 要：通行許可
原権者（委任先）：警察署長（高速自動車国道にあつては、高速道路交通警察隊長）
法 令 の 定 め： 道路交通法施行令第6条（通行を禁止されている道路における通行の許可） 道路交通法施行規則第5条（通行禁止道路通行許可証の様式等） 福井県道路交通法施行細則第7条の2（通行の許可事情）
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：5日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：通行禁止道路を管轄する警察署交通課（高速道路交通警察隊）
問 い 合 せ 先：通行禁止道路を管轄する警察署交通課（高速道路交通警察隊）又は 警察本部交通部交通規制課駐車対策係
備 考：

別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が1から3のいずれかに該当するときは、許可をすることができる。

- 1 車庫、空き地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入するため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき場合で、以下の（1）から（3）のすべてを満たす場合。
 - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
 - (2) 社会通念に照らして、目的地に到達するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取り得ない状況にあること。
 - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。
- 3 1、2のほか、福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号）第7条の2に掲げる事情があるため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合。
 - (1) 貨物の集配のため、当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。
 - (2) 生活必需物資の運搬のため、当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。

「生活必需物資」とは、食料品、日用雑貨など通常の生活に伴って必要となる物品をいう。
 - (3) 冠婚葬祭等社会慣習上、当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。

「冠婚葬祭等」の「等」とは、例示されている事例と同質のものであって、例示と同等又はそれ以上の公益性のあるものをいう。

「社会慣習上」とは、冠婚葬祭等社会生活において慣習として広く認められているものをいう。
 - (4) その他業務上の必要により、当該道路を通行することがやむを得ないと認められること。

「業務上の必要」とは、通行許可の申請内容となる業務を通行禁止区域内で実施する必要がある場合をいう。

また、3の（1）から（4）の「やむを得ないと認められる」とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段を取ることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）及び必要性があると認められる場合をいう。